



物件調書 (土地)

物件調書(土地)

予定価格	実施要領記載
------	--------

土地	所在地	大阪市此花区夢洲中一丁目1番50			
	地積	登記簿	15,181㎡	実測	15,181.67㎡
	地目	登記簿	雑種地	現況	宅地
	形状	位置図、明細図及び地積測量図のとおり		土地の状況	更地(ただし実施要領記載の本件工作物あり)

法令等に基づく制限	都市計画法等	都市計画区域	市街化区域			
		用途地域	商業地域			
		指定建ぺい率	80%	指定容積率	400%	
		高度指定	無	防火地域	準防火地域	
		臨港地区規制	指定なし	特別用途地区	国際観光地区	
	詳しくはマップナビおおさか (https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal) をご確認ください。					
その他制限	-					

接面道路の状況	東側	臨港道路(観光外周道路(南側))※	幅員約	30 m	舗装	有	高低差	無
	西側	-	幅員約	m	舗装		高低差	
	南側	-	幅員約	m	舗装		高低差	
	北側	認定道路(観光外周道路(北側))	幅員約	30 m	舗装	有	高低差	無

※整備予定

私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	-
--------------	-------	---	-------	---

供給処理 施設の状況	接道配管等の状況		照会先
	電 気	東側接面道路	無※1
北側接面道路		無※1	
ガ ス	東側接面道路	無※1	大阪ガスネットワーク(株) 大阪事業部 導 管計画チーム 導管計画グループ (06) 6586-3197
	北側接面道路	有	
N T T	東側接面道路	無※1	(株)NTTフィールドテクノ ネットワークデザイン部 アクセス設備 部門 アクセスデザインセンタ 関西計 画設計担当 (06) 6490-1131
	北側接面道路	有	
上水道	東側接面道路	無※2	大阪市水道局 東部水道センター (給水装置工事グループ) (06) 6927-7611
	北側接面道路	有	
下水道	東側接面道路	無※2	大阪港湾局開発部開発調整課 (06) 6615-7815
	北側接面道路	有※3	大阪市建設局下水道部施設管理課 (06) 6615-6484
工業用水道	東側接面道路	無	みおつくし工業用水コンセッション(株) (06) 6115-6744
	北側接面道路	無	

※1 第2期区域の需要や供給事業者の判断により整備されることがある。

※2 整備予定

※3 汚水管の整備状況は以下のとおりである。

- ・第1期区域側の歩道下：整備済み
- ・第2期区域側の歩道下：整備予定

最寄の交通機関	鉄 道	Osaka Metro 中央線 夢洲駅 の 南西方 約 100 m 徒歩約 2 分
---------	-----	---

土地の履歴	平成 22 年 5 月	公有水面埋立により大阪市が所有権を取得
	令和 4 年 10 月	大阪・関西万博の会場として（公社）2025年日本国際博覧会協会に貸付
	令和 9 年 3 月	実施要領記載の本件工作物を残置のうえ返還予定

その他	土壌調査	人為的原因	履歴調査のみ（履歴なし）
		自然的原因	<p>土地利用履歴として特定有害物質等の使用は確認されていませんが、夢洲は公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づく公有水面の埋立てにより造成を行った土地であり、本件地付近で実施した鉄道工事（南ルート〔北港テクノポート線〕）の土壌調査において、調査箇所の一部より土壌汚染対策法に定める指定基準（土壌溶出量基準）を超過した砒素・ふっ素・鉛及びその化合物が確認されています。このため、今後の工事の円滑化のため本物件については、当該工事区域と同様の汚染状態とみなし、土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）」に指定されています（令和3年1月22日大阪市告示第78号）。土壌調査結果等の詳細は、本市ホームページ（https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000044287.html 北港テクノポート線建設事業に係る事後調査報告書（令和2年7月～令和3年3月））を参照してください。</p> <p>なお、本件土地は、近隣地を含めて一体で指定されているため、今後近隣地における土壌調査等により、砒素・ふっ素・鉛及びその化合物以外の指定基準を超える物質が確認された場合等、本件土地の区域指定についても指定物質の追加等が行われる場合があります。</p>
	地中埋設物		<ul style="list-style-type: none"> ・本件土地は埋立地であり、埋立地造成に必要な揚水井、表層混合処理による固化盤、プラスチックボードドレーン、シート、内護岸の構造の一部である雑石等が地中埋設物として残存しています。揚水井と内護岸の詳細については参考1-1～1-3をご確認ください。なお、観測点としては滅失していますが、表面沈下板等が地中に残存している可能性があります。 ・上記以外にも、直径が縦・横いずれも1メートルを超えないコンクリート塊や鉄さし等が地中に存在する可能性があります。また、スラグやセメント等で改良した改良土を埋立材や盛土材とした区域において、硬化した土壌が地中に存在する可能性があります。
	埋立材		浚渫土砂、陸上発生残土（スラグ改良土、セメント改良土、下水スラグ改良土を含む）

境界に関する事項	境界確定	無（本市所有地のみ隣接）
	道路	北側接面道路：有（道路区域明示 建設局） 無（土地境界確定協議書 大阪港湾局）
		東側接面道路：無（土地境界確定協議書 大阪港湾局）
	越境物	無
地積測量図	有	

1	<p>本件土地は、埋立地として長期的な地盤沈下が見込まれることから、乙の責任と負担において、施設建設等を行う際に必要となる地盤沈下等を回避するための地盤改良その他の措置（地盤沈下等が発生した場合の復旧工事及び施設建設等を行う土地の周辺地盤の沈下に対する悪影響を防止するための措置等を含みます。）等を適切に行う必要があります。また、必要となる沈下観測データ等の収集・分析なども含め、長期的に適切な地盤沈下管理を実施する必要があります。</p>
2	<p>地盤沈下により道路境界明示線と地先境界石に変動が生じた場合、乙は大阪港湾局及び道路管理者（建設局）と境界に関する調整が必要になります。 詳しくは、大阪港湾局開発部販売促進課（電話：06-6615-7797）、大阪港湾局開発部開発調整課（電話：06-6615-7798）へお問い合わせください。</p>
3	<p>本件土地は、液状化が生じる可能性があります。</p>
4	<p>本件土地の隣接地は、すべて市有地であるため土地境界確定協議書を締結しておりません。 所有権移転後、甲と土地境界確定協議書の締結を行います。</p>
5	<p>本件土地は現状有姿での引渡しではないため、越境図を作成していませんが、乙は甲に対して越境物の処理について、関与を求めるとや請求することはできません。特記事項4の土地境界確定協議書の締結時に越境物の確認を行います。</p>
6	<p>本件土地は、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）（以下「区域指定」とする。）に指定されており、同法に基づき必要となる手続き及び土壤汚染対策を乙の負担及び責任において適切に実施してください。</p> <p>土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、着手する日の14日前までに土壤汚染対策法第12条に基づき形質変更届を、また、変更する面積が3000㎡以上の場合には着手する日の30日前までに大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の5に基づき土地の利用履歴等調査結果報告書を提出する必要があります。さらに、汚染土壤を搬出する際には、搬出する事業者は着手する日の14日前までに土壤汚染対策法第16条に基づき届出を提出する必要があります。その他運搬基準の遵守や管理票の交付等、土壤汚染対策法を遵守してください。詳しくは、大阪市環境局環境管理部環境管理課（土壤汚染対策グループ）（電話：06-6615-7926）へお問い合わせください。</p>
7	<p>本件土地内には、土壤汚染対策法に規定されている特定有害物質及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定されている管理有害物質の指定基準を超過する土壤が存在している可能性があります。引渡しは引渡し時点における現状有姿で行い、甲は契約不適合責任を一切負いません。また、法令等の改正・変更等により新たに土壤・環境に関する調査が必要となったり、土壤汚染にかかる調査費及び対策費（外部委託に係る費用を含む。）が発生する可能性があります。</p> <p>ただし、建築物その他構築物の建設等に当たって搬出する建設残土（対象範囲は埋立層：海底面より上）については、処分費1,000円/t（税抜き）（物価変動等の事情により変更する場合があります。）で夢洲内において受入れが可能です。建設発生土の受入基準は、参考2「臨海部埋立地への建設発生土（陸上残土）受入基準等」について（令和3年4月1日）によるものとします。ただし、本件土地は区域指定されているため、参考2の化学性状に係る受入基準については適用しないこととします。また、受入基準に定める事項に加え、以下の事項についても留意してください。</p> <p>① 普通土とは、第2種建設発生土（コーン指数 800KN/m²）以上の土砂をいう。 ② 普通土でない場合は、コーン指数 800KN/m²以上となるように乙が自費負担で改良を行うことで受入可能とする。ただし、搬入時の改良状態等によっては、受け入れられない場合がある。</p> <p>建設残土の受入れについては、他事業との調整等が必要となるため、詳細については大阪市と事前に協議が必要です。また、埋立竣功に伴い、建設残土の受け入れを終了する時期が訪れることに留意してください。建設残土の搬出処理については大阪港湾局計画整備部工務課（電話：06-6615-7795）へお問い合わせください。</p>
8	<p>建設工事で発生する建設汚泥については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき排出者により適正に処理してください。なお、建設汚泥の処理にあたっては、本件土地が土壤汚染対策法の形質変更時要届出区域に指定されていることを踏まえ、適切に処理すること。</p>
9	<p>本件土地の引渡し後に、本件土地やその付近で甲が道路工事、埋設管工事及び歩道橋整備工事等を行うに際し、本件土地の一部を使用する場合には、土地使用貸借契約を締結し、工事期間中、工事に係る土地を無償で使用します。 使用する時期及び範囲等詳細については、大阪港湾局開発部開発調整課（電話：06-6615-7815）、大阪港湾局開発部販売促進課（電話：06-6615-7797）にお問い合わせください。</p>
10	<p>上水道・下水道の引込について、甲と調整する必要があります。乙は、供給インフラ引込計画が整い次第、速やかに大阪港湾局開発部開発調整課（電話：06-6615-7815）に提示し、事前調整を行ってください。 電気・ガス・通信の引込については、乙において各供給事業者と調整する必要があります。乙は、供給インフラ引込計画が整い次第、速やかに大阪港湾局開発部開発調整課（電話：06-6615-7815）に提示してください。</p>

特記事項

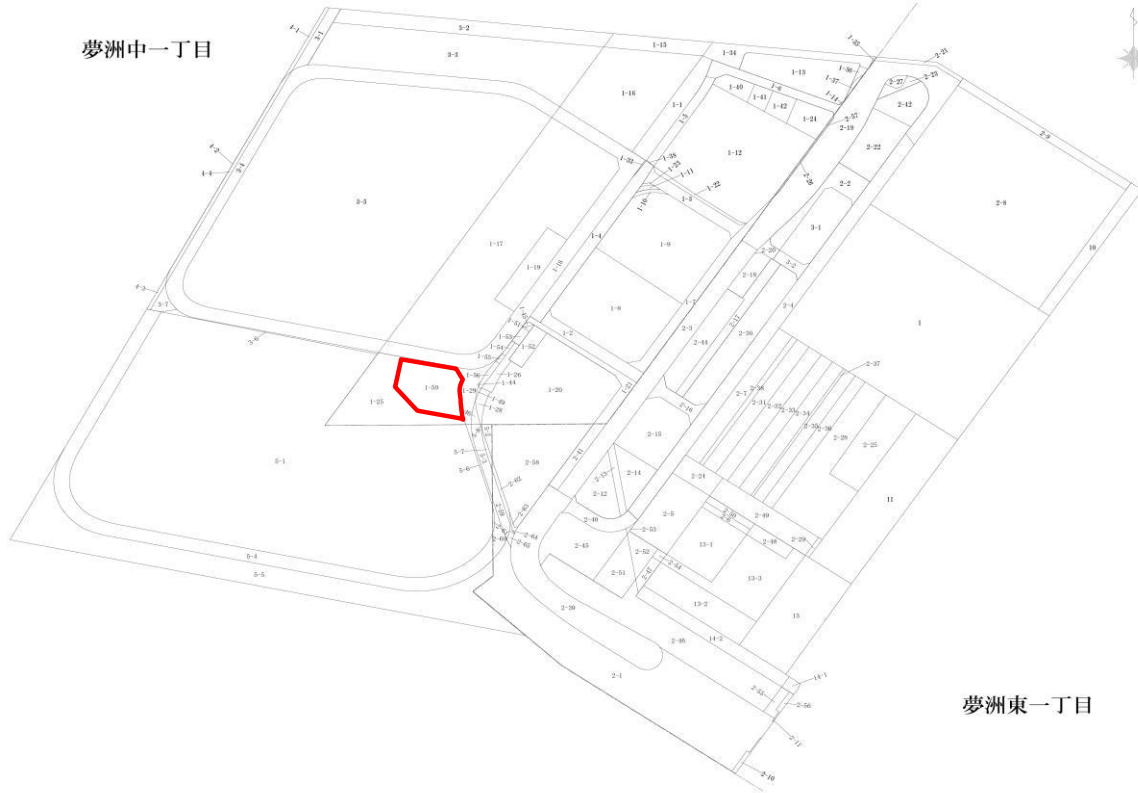
11	<p>本件土地内には、実施要領記載の本件工作物のほかにフェンスバリケード（「参考3-1」参照）及びメッシュフェンス（「参考3-2」参照）が存置され、またはその他の残置物が存置されている可能性があります。引渡しは引渡し時点における現状有姿で行い、甲は一切の責任を負いません。また、甲はこれらの地上残置物の調査、撤去及び処分等に要する費用を一切負担しません。なお、メッシュフェンス存置の状態については、万博施設撤去工事の施工により変更となる場合があります。</p>
12	<p>本件土地の土地利用に伴い、車両を道路から敷地内にアクセスする場合に道路を改築する際は歩道に乘入れる施設を設ける計画のある場所について、北側接面道路は建設局北部方面管理事務所野田工営所（大規模建築物の建設計画の事前協議については建設局道路河川部調整課）、東側接面道路は大阪港湾局施設管理部施設課（施設管理グループ）と事前に協議・調整（実施内容・費用負担等含む）を行ったうえで、事業予定者の費用負担で歩道改築工事を行ってください。</p> <p>なお、本件土地の北側接面道路に存在する既設乗入改築については暫定の仮設乗入改築であり、現申請者にて復旧予定です。乗入改築の計画を策定後、速やかに建設局北部方面管理事務所野田工営所と協議・調整を行ってください。</p> <p>詳しくは、 北側接面道路：建設局北部方面管理事務所野田工営所（電話：06-6466-2157） 建設局道路河川部調整課（電話：06-6615-6679） 東側接面道路：大阪港湾局施設管理部施設課（施設管理グループ）（電話：06-6572-2674） へお問い合わせください。</p>
13	<p>建築物を建築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更等を行う場合、建築確認申請手続きをする必要があります。確認申請等についての詳細は、大阪市計画調整局建築指導部建築確認課（電話：06-6208-9291）へお問い合わせください。</p> <p>なお、事前協議等により防火水槽の設置や貯留槽等の施設設置が必要となる場合があります。</p>
14	<p>敷地面積1,000平方メートル以上の新築又は増改築を行う場合は、大阪市みどりのまちづくり条例及び大阪府自然環境保全条例の適用を受けるため、当該条例に適合する緑地の整備及び届出が必要です。条例等についての詳細は、本市ホームページ（https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000009829.html 一定規模以上の建築物の建設にかかる緑化制度について）をご覧ください。</p>
15	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）に基づき、原則全ての住宅・建築物について、床面積10㎡を超える新築、増改築を行う場合は、建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）への適合が義務づけられています。手続き等の詳細については、大阪市計画調整局建築指導部建築確認課（電話：06-6208-9301）へお問い合わせください。</p>
16	<p>本物件の付近において、「参考4-1」の範囲で鉄道基盤施設が設置されています。</p> <p>鉄道基盤施設の周辺において建物及び工作物の設置を行う場合、鉄道基盤施設の維持管理、保護、運営等に支障とならないものとし、設置にあたっては下記事項について本市（担当：大阪港湾局施設管理部施設課（電話：06-6572-2674））と十分な協議（近接協議）を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「参考4-2」に示す協議範囲において、建物及び工作物の設置を行う場合は上記協議が必要になります。 ・「参考4-1」に示す夢洲駅及びシールドトンネルにおいては、「参考4-3」のとおり荷重制限を設けており、「参考4-2」に示す協議範囲内に建物及び工作物の設置を行う場合は荷重制限に対する検討が必要になります。
17	<p>本件土地の北側近接地は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）に定める特定複合観光施設区域（IR区域）として、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、カジノ施設等の設置及び運営が行われ、大規模な催事・イベント等（夜間及び屋外での音楽イベント・ショー・花火等も含む。）の実施が見込まれます。IR区域の詳細については、大阪府・大阪市IR推進局推進課（電話：06-6210-9235）へお問い合わせください。</p>

<p>契約上の主な特約</p>	<p>1 次に掲げる事項を遵守すること</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業運営にあたっては、地域との円滑な関係が確保できるよう開発事業者側で責任をもって調整すること。 ② 大阪港湾局、建設局及びIR推進局等の関係部局と調整のうえ、建設工事等を行うこと。 ③ 建設工事にあたっては、「夢洲関連工事工程調整部会」や「夢洲関連工事連絡調整WG」等に参加し、工事調整や工事関係車両の管理等を適切に行うこと。 ④ 建物を建設するにあたっては、都市計画法、建築基準法、港湾法、港湾労働法、消防法及び航空法、航路標識法等の法令並びにこれらに基づく大阪府及び本市の条例、指導要領等を遵守すること
-----------------	---

位置図

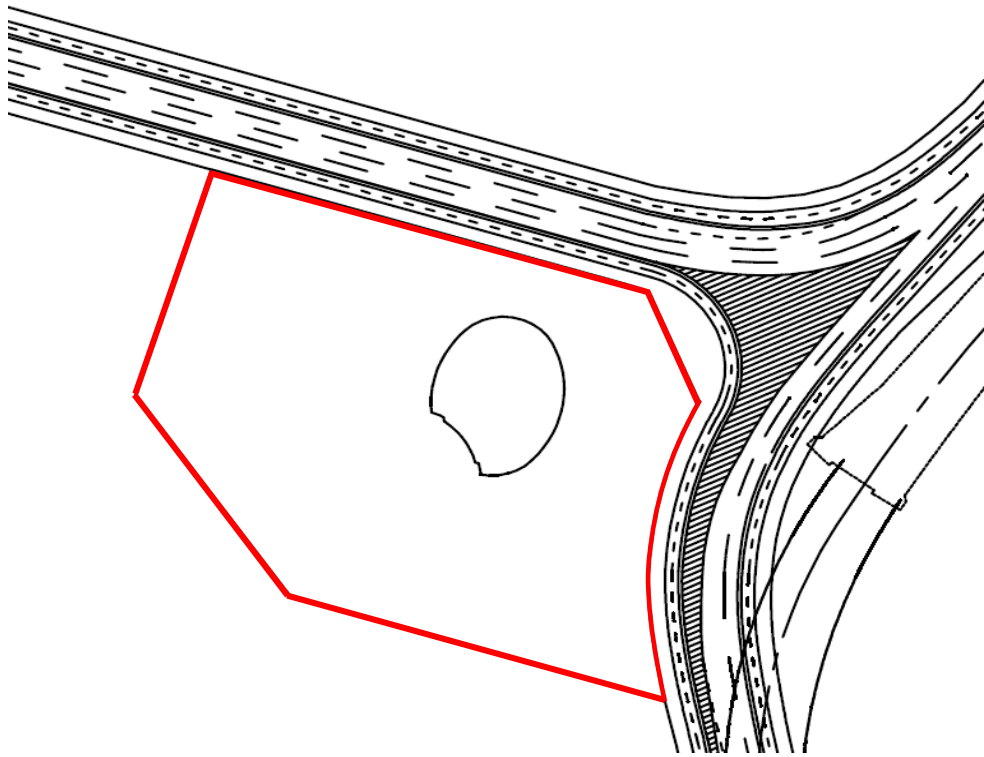
—— 本件土地

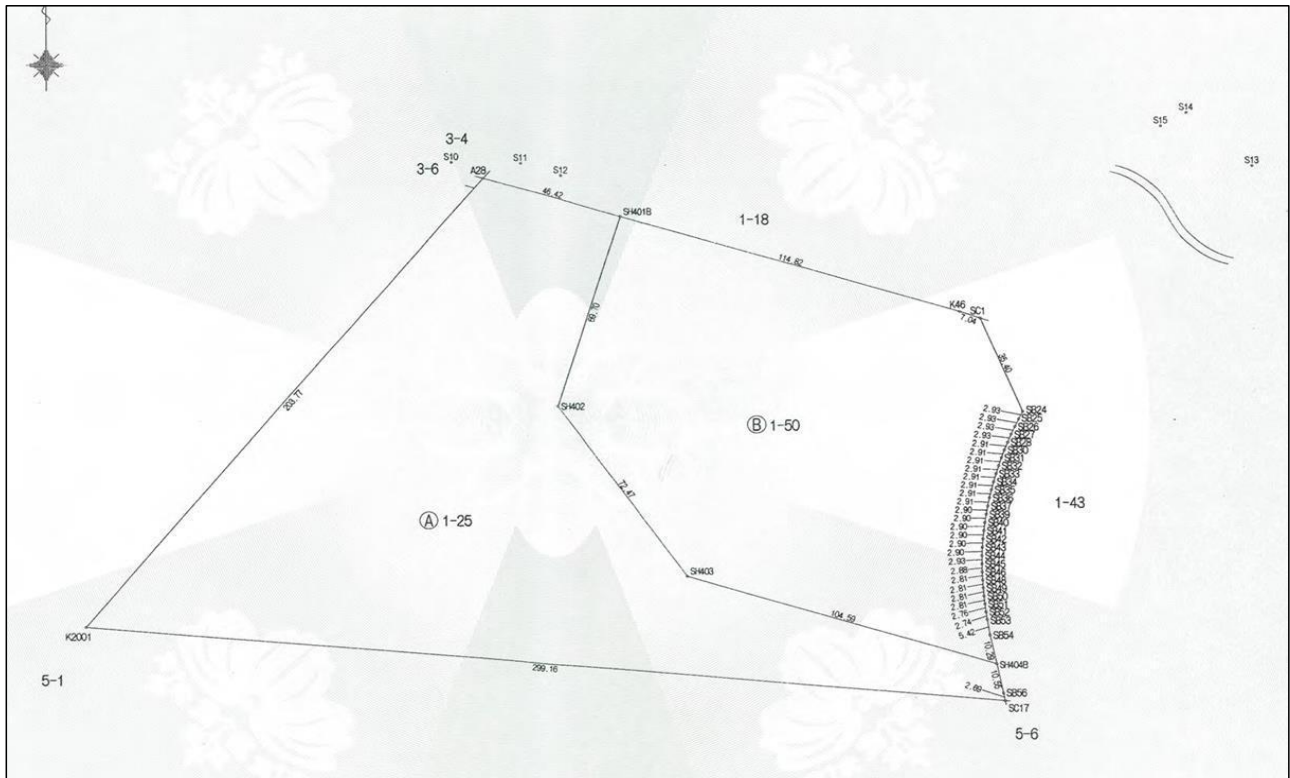
夢洲中一丁目



夢洲東一丁目

【夢洲中一丁目 1 番50】





測点名	X 座標	Y 座標	標 識
S10	-149377.802	-56273.579	マンホール外枠ポンチ穴
S11	-149378.235	-56251.228	マンホール外枠ポンチ穴
S12	-149382.766	-56238.135	鉄柵外角ポンチ穴
S13	-149355.175	-56921.502	マンホール外枠ポンチ穴
S14	-149336.523	-55942.767	マンホール外枠ポンチ穴
S15	-149341.228	-55950.996	マンホール外枠ポンチ穴

引照点測量日：令和7年8月25日

境界点・引照点 点間距離表

境界点名	引照点名	距離	境界点名	引照点名	距離
A28	S10	11.645	SC1	S13	196.983
	S11	13.200		S14	186.553
K2001	S11	215.586	SE24	S14	194.818
	S12	221.165		S15	185.546

座標求積表

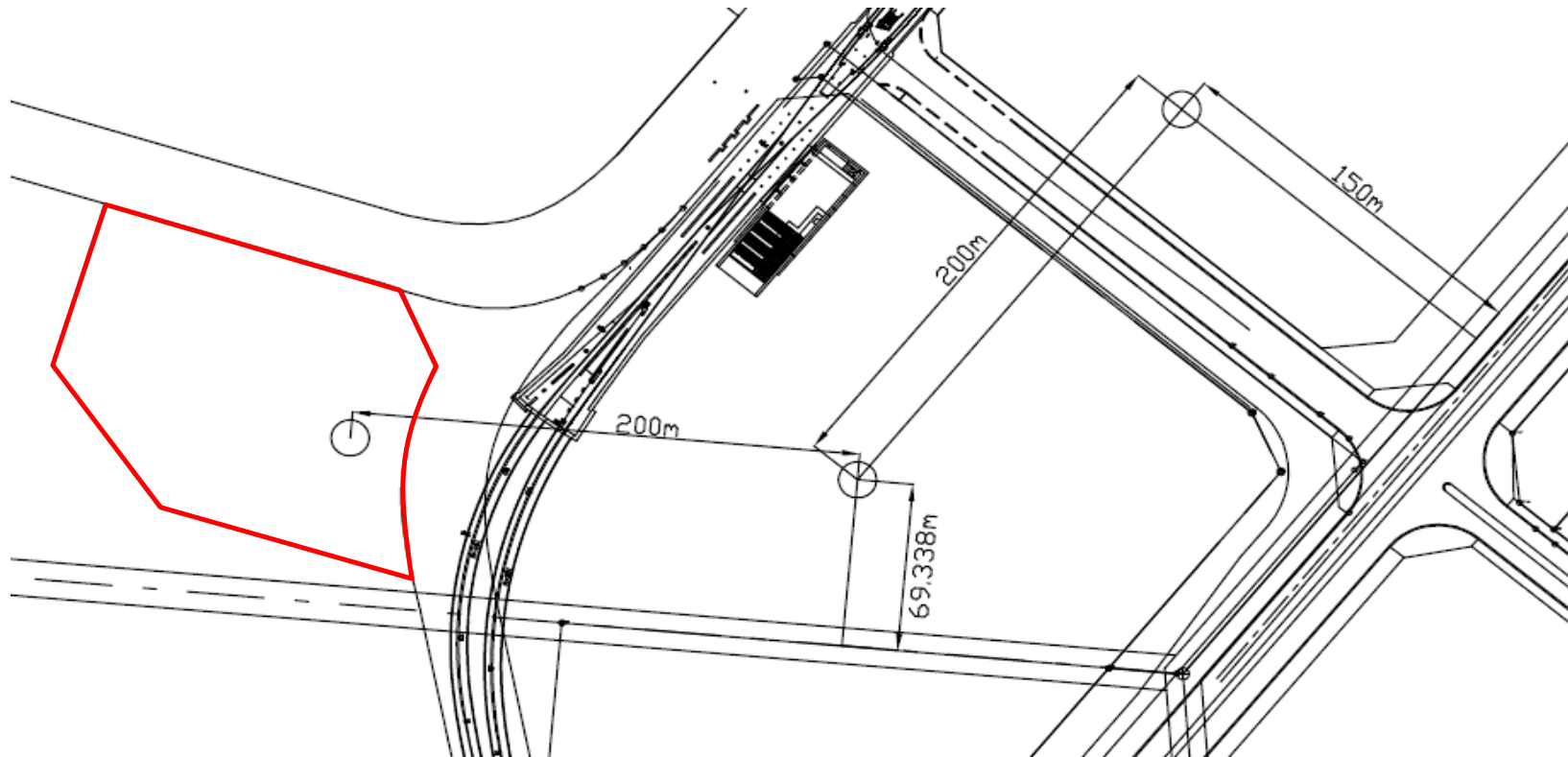
地 番	(B) 1-50	測 点	標 識	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n
K46	金属プレート			-149430.565	-56109.169	-2013421.420396
SH401B				-149396.985	-56218.978	1859498.916328
SH402				-149463.641	-56239.364	7088915.592836
SH403				-149523.034	-56197.824	5058534.731712
SH404B				-149553.654	-56097.809	1152305.094669
SE54				-149543.575	-56099.927	-866182.872880
SE53				-149538.214	-56100.788	-453126.064676
SE52				-149535.498	-56101.165	-306312.960900
SE51				-149532.754	-56101.501	-311082.823045
SE50				-149529.963	-56101.795	-314562.764565
SB49				-149527.147	-56102.036	-315125.136212
SB48				-149524.336	-56102.222	-315574.998750
SB46				-149521.522	-56102.349	-319615.082253
SB45				-149518.639	-56102.415	-326235.543225
SB44				-149515.707	-56102.388	-327301.331592
SB43				-149512.805	-56102.237	-325336.872363
SB42				-149509.908	-56102.013	-324662.349231
SB41				-149507.018	-56101.717	-323763.008807
SB40				-149504.137	-56101.349	-322638.858099
SB39				-149501.267	-56100.910	-321402.113390
SB37				-149498.408	-56100.399	-320501.579487
SB36				-149495.554	-56099.816	-319320.152672
SB35				-149492.716	-56099.161	-317409.052938
SB34				-149489.896	-56098.435	-315385.401570
SB33				-149487.094	-56097.639	-313193.118537
SB32				-149484.313	-56096.774	-310720.031186
SB31				-149481.555	-56095.839	-308078.347788
SB30				-149478.821	-56094.835	-305268.092070
SB28				-149476.113	-56093.764	-303298.981948
SB27				-149473.414	-56092.617	-301049.075439
SB26				-149470.746	-56091.403	-297620.984318
SB25				-149468.108	-56090.122	-294024.419524
SB24				-149465.504	-56088.775	-1976512.342225
SC1				-149432.869	-56102.516	-1960165.806524
				総 面 積	30363.348935	
				面 積	15181.6744675	
				地 積	15181.67	m ²

境界点測量日：令和7年9月9日

揚水井 位置図

参考 1-1

揚水井推定位置図
(設置時の工事図面をもとに作成)

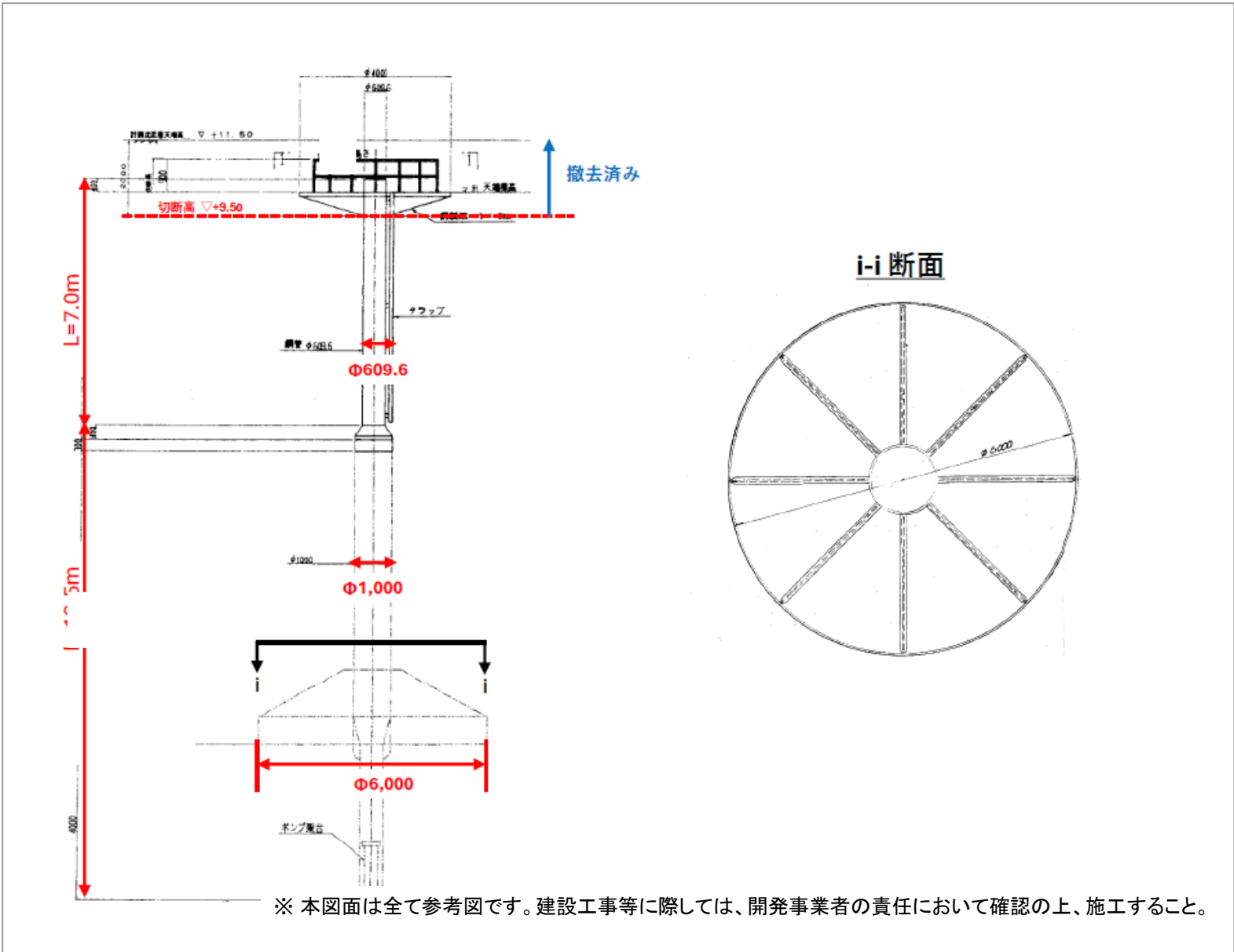


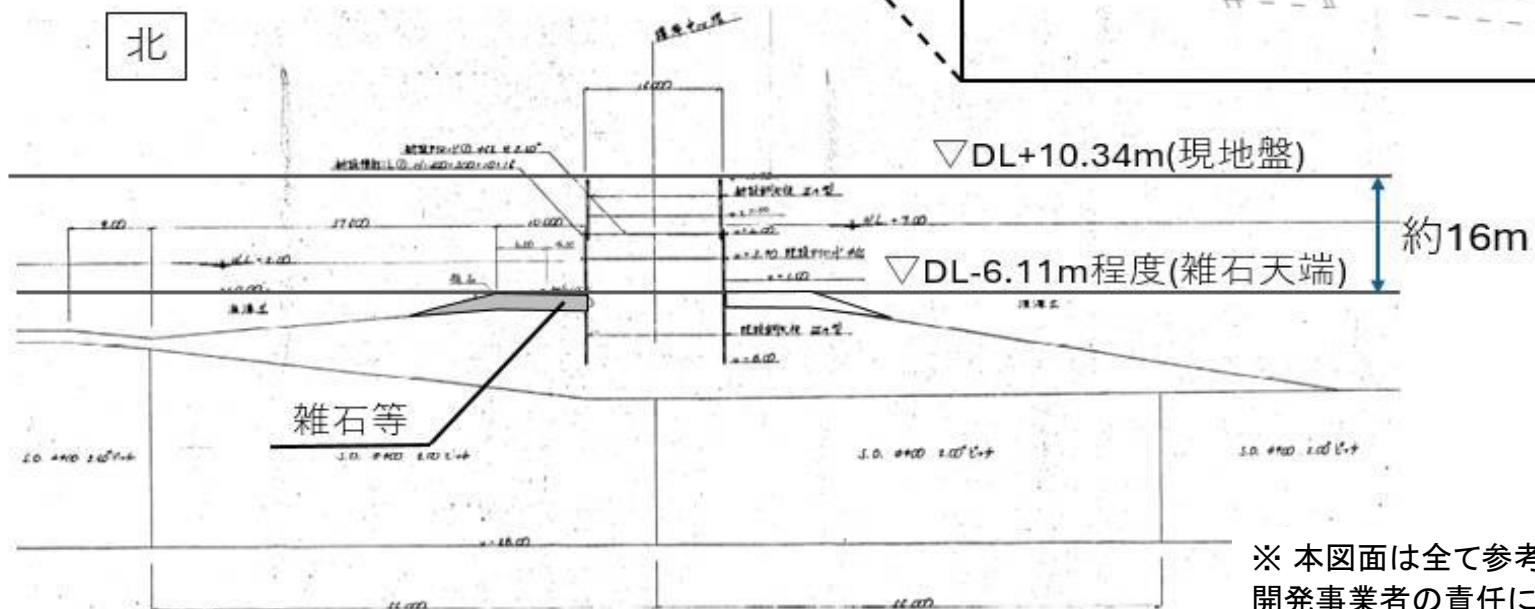
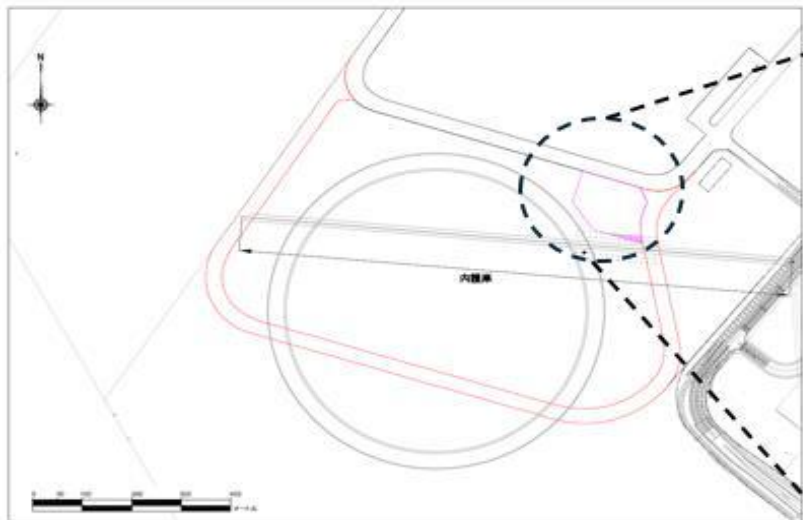
※ 本図面は全て参考図です。建設工事等に際しては、開発事業者の責任において確認の上、施工すること。

揚水井 側面図・切断図

参考 1-2

平成12年度 撤去(切断)図(設計時)





※ 本図面は全て参考図です。建設工事等に際しては、開発事業者の責任において確認の上、施工すること。

「臨海部埋立地への建設発生土(陸上残土)
受入基準等」について

本市公共工事等により発生する建設発生土を夢洲に受入れるにあたり、次のとおり受入基準等を定める。

● 受入基準等

建設発生土の受入基準

- 1 本市の公共工事等により発生するもので、次の基準に適合するもの
 - (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める廃棄物に該当しないこと
 - (2) 建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準に適合すること
「建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準」……別紙1のとおり
- 2 前項に定める基準に適合することを土質検定試験書等の書面により証するもの
「建設発生土の受入に係る土質検定試験書等提出要領」……別紙2のとおり
- 3 改良土(軟弱土砂を改良したもの)は、上記2項の基準に適合するとともに、次の基準を満たすものとする。ただし、事前協議を要する。
 - (1) 固結して地中障害とならないこと
 - (2) 再掘削した改良土が産業廃棄物とならないこと
- 4 建設発生残土の搬入に際し、工事施工区域外で仮置きする場合は、仮置きによる搬入残土の土壌汚染を防止するとともに、事前協議の上、仮置き場の設置について搬入申請書に明記すること。また、工事場所(仮置き場も含む)から夢洲基地までの搬入ルートを添付すること。

適用時期

令和3年4月1日

建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準

別紙 1

物理性状	粒 径 (共 通)	概ね 15cm 以上の石を含まないこと。			
	臭 気 (共 通)	悪臭を放たないこと。			
	土 質 (普通土)	粘土、シルトでないこと。			
	含水比 (普通土)	含水比が低く一般土工機での取り扱い及び運搬が容易なもの。			
	含水比 (軟弱土)	粘土、シルトを含み性的に軟弱な土砂のうち、一般土工機での取り扱い及び運搬が容易にでき、普通仕様のダンプトラックで運搬できる程度のもの。			
化学性状	試験項目	基 準 値		試験方法	
		溶出量基準	含有量基準		
	(1) カドミウム及びその化合物	検液 1L につき	0.003mg 以下		1kg につき 45mg 以下
	(2) シアン化合物	検出されないこと			1kg につき 遊離シアン 50mg 以下
	(3) 有機燐化合物	検出されないこと			
	(4) 鉛及びその化合物	検液 1L につき	0.01mg 以下		1kg につき 150mg 以下
	(5) 六価クロム化合物	検液 1L につき	0.05mg 以下		1kg につき 250mg 以下
	(6) 砒素及びその化合物	検液 1L につき	0.01mg 以下		1kg につき 150mg 以下
	(7) 水銀及びその化合物	検液 1L につき	0.0005mg 以下		1kg につき 15mg 以下
	(8) アルキル水銀	検出されないこと			
	(9) ジクロロメタン	検液 1L につき	0.02mg 以下		
	(10) 四塩化炭素	検液 1L につき	0.002mg 以下		
	(11) 1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき	0.004mg 以下		
	(12) 1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき	0.1mg 以下		
	(13) 1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき	0.04mg 以下		
	(14) 1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき	1mg 以下		
	(15) 1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき	0.006mg 以下		
	(16) トリクロロエチレン	検液 1L につき	0.01mg 以下		
	(17) テトラクロロエチレン	検液 1L につき	0.01mg 以下		
	(18) 1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき	0.002mg 以下		
	(19) チウラム	検液 1L につき	0.006mg 以下		
(20) シマジン	検液 1L につき	0.003mg 以下			

(21) チオベンカルブ	検液 1L につき	0.02mg 以下		
(22) ベンゼン	検液 1L につき	0.01mg 以下		
(23) セレン及びその化合物	検液 1L につき	0.01mg 以下	1kg につき 150mg 以下	
(24) ふっ素及びその化合物	検液 1L につき	0.8mg 以下	1kg につき 4,000mg 以下	
(25) ほう素及びその化合物	検液 1L につき	1mg 以下	1kg につき 4,000mg 以下	
(26) PCB	検出されないこと			
(27) 有機塩素化合物				1kg につき 40mg 以下
(28) クロロエチレン	検液 1L につき	0.002mg 以下		
(29) 1, 4-ジオキサン	検液 1L につき	0.05mg 以下		
(30) 銅又はその化合物	検液 1L につき	3mg 以下		S48. 2. 17 環境庁告示第 14 号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に定められた方法とすること。
(31) 亜鉛又はその化合物	検液 1L につき	2mg 以下 (H18. 4. 1~H19. 6. 10 5mg 以下)		
(32) ベリリウム又はその化合物	検液 1L につき	2.5mg 以下		
(33) クロム又はその化合物	検液 1L につき	2.0mg 以下		
(34) ニッケル又はその化合物	検液 1L につき	1.2mg 以下		
(35) バナジウム又はその化合物	検液 1L につき	1.5mg 以下		
(36) 油分	海洋投入処分により視認できる油膜が海面に生じないものであること。			
(37) ダイオキシン類	検液 1L につき	10 p g -TEQ 以下	土壌 1 g につき 1,000 p g -TEQ 以下	(溶出試験) S48. 2. 17 環境庁告示第 14 号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に定められた方法とすること。 (含有試験) H11. 12. 27 環境庁告示第 68 号「土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法」によること

注) 試験実施項目については、事前の土地履歴調査等により揮発性有機化合物及び重金属等の使用履歴による土壌汚染の恐れがないと推測される場合、大阪港湾局と協議のうえ考慮できるものとする。

建設発生土受入に係る土質検定試験書等提出要領

建設発生土の受入基準に定めるところの土質検定試験書等の取扱いは、次に定める要領に基づくものとする。

1 土質検定試験書等の提出基準

(1) 土質検定試験書等の提出

ア 1件工事での建設発生土の搬入土量が $2,500\text{m}^3$ 以上の工事については、土質検定試験書を提出すること。

ただし、過去に試験が実施され、その結果が受入基準に適合する区域の土砂については、その範囲を明記した土質検定試験書の写しの提出をもって試験実施に代えることができる。

イ 1件工事での建設発生土の搬入土量が $2,500\text{m}^3$ 未満の工事であって、発生場所が工場敷地、河川敷、河川内、廃棄物処分地、廃棄物処理施設及びこれらの跡地の履歴を有する場合、若しくはその工事が一団地並びに一連の開発行為のもと、全体の想定土量が $2,500\text{m}^3$ 以上の場合は、事前協議の上、土質検定試験書を提出すること。

ただし、過去に試験が実施され、その結果が受入基準に適合する区域の土砂については、その範囲を明記した土質検定試験書の写しの提出をもって試験実施に代えることができる。

ウ 1件工事での建設発生土の搬入土量が $2,500\text{m}^3$ 未満の工事であって、発生場所がイに定める履歴を有しない場合は、「土地履歴等調査書」(様式1)の提出をもって試験実施に代えることができる。

エ 大阪港湾局が特に必要と認め、土質検定試験の実施を求めたときは、速やかにこれを実施し土質検定試験書を提出すること。

(2) 土質検定試験方法

ア 試料採取地点

原則として、地表面より 50cm の位置の土壌を採取すること。

ダイオキシン類は、地表面より 5cm の位置の土壌を採取すること。

ただし、トンネル工事等の場合は、断面内またはその付近から採取すること。

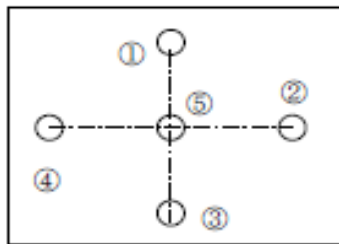
イ 試料採取数

搬入土量 $2,500\text{m}^3\sim 10,000\text{m}^3$ は原則として $2,500\text{m}^3$ 毎に1検体とし、1検体における試料採取は、原則として5箇所とする。

ただし、大規模工事(発生量 $10,000\text{m}^3$ 以上)については、大阪港湾局と別途協議とする。

試料採取の基本形状

a エリア掘削



b ライン掘削



○：試料採取箇所

ウ 試験方法

上記イの採取試料を、等量混合のうえ（別紙1）による方法で試験を行うこと。

エ 試料採取等については、上記の方法によるほか、土壤汚染対策法・大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める方法によることができる。

(3) 検定試験実施項目の運用について

事前の土地履歴調査等により揮発性有機化合物及び重金属等の使用履歴による土壤汚染のおそれがないと推測される場合は、「建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準」（別紙1）に係る化学性状の試験項目の実施について、大阪港湾局と協議のうえ考慮できるものとする。

2 仮置き場の調査

建設発生土を発生場所から直接、夢洲へ搬入せず、発生場所以外の場所に一時仮置きする場合は、仮置き場の履歴調査の実施と、仮置き場及びその周辺の土地の性状が分かる書類及び位置図を「搬入申請書」に添付し提出すること。

3 土質検定試験書等の提出先

(1) 提出書類

「土質検定試験書」または「土地履歴等調査書」（様式1）

土質検定試験書は、採取位置が平面、断面的に確認できる「試料採取位置図」を含み、化学性状に係る受入基準に対しての適合判定を明記するものとする。

(2) 提出時期

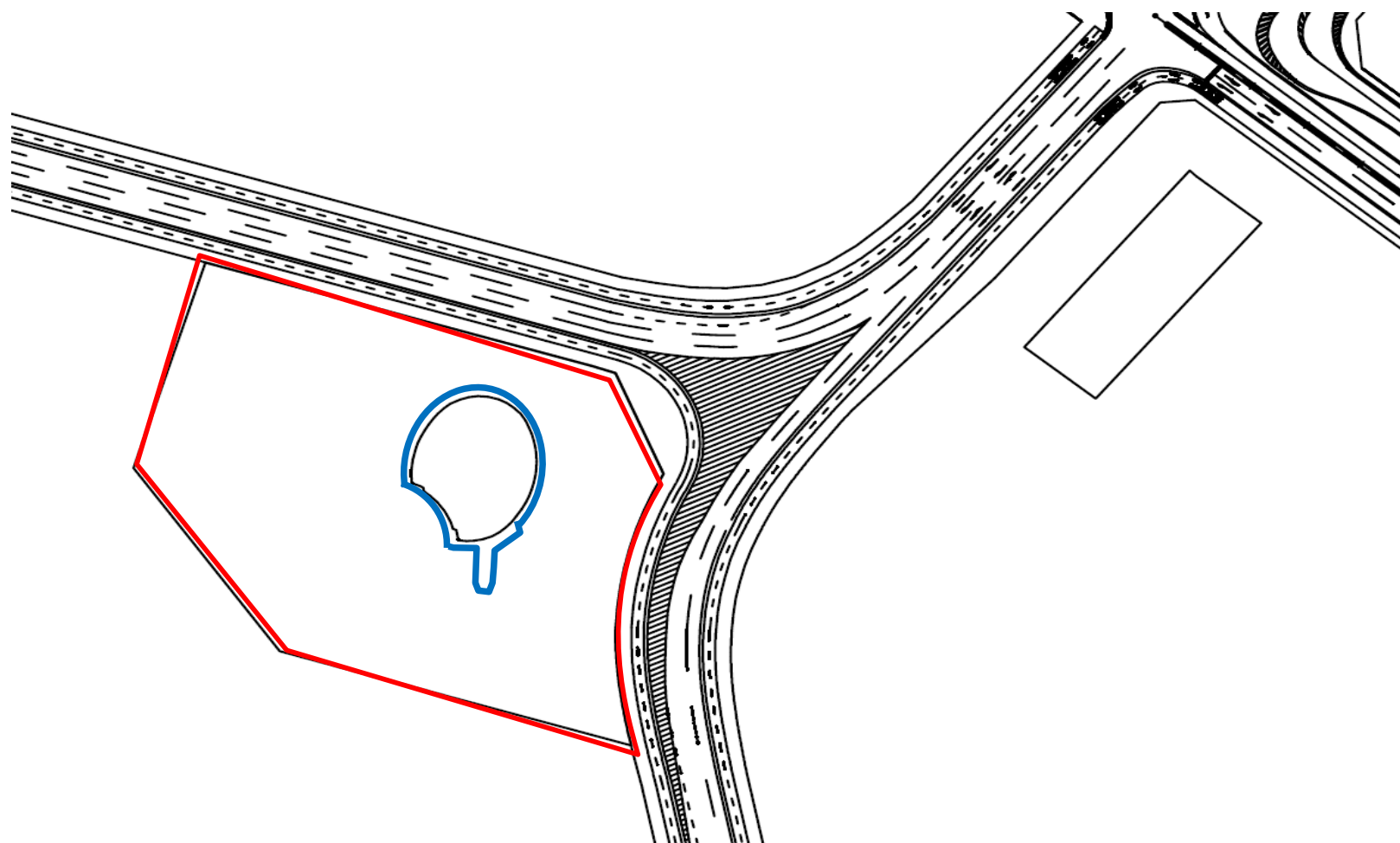
搬入予定日の2週間前まで

(3) 提出先

大阪港湾局計画整備部工務課

フェンスバリケード 位置図

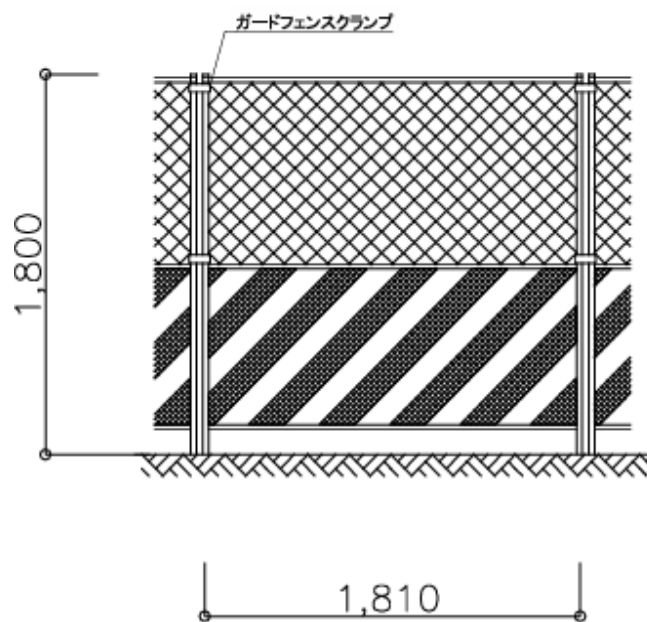
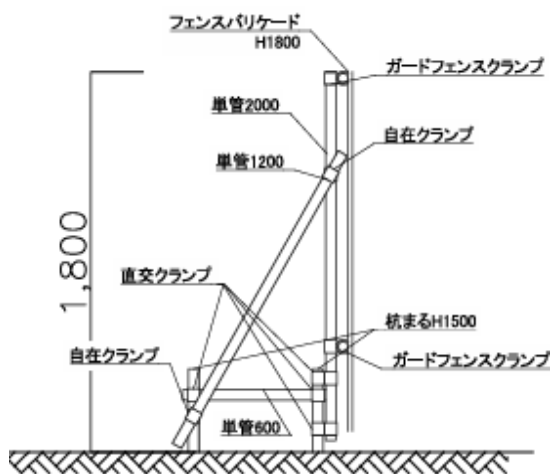
参考 3-1



—— フェンスバリケード

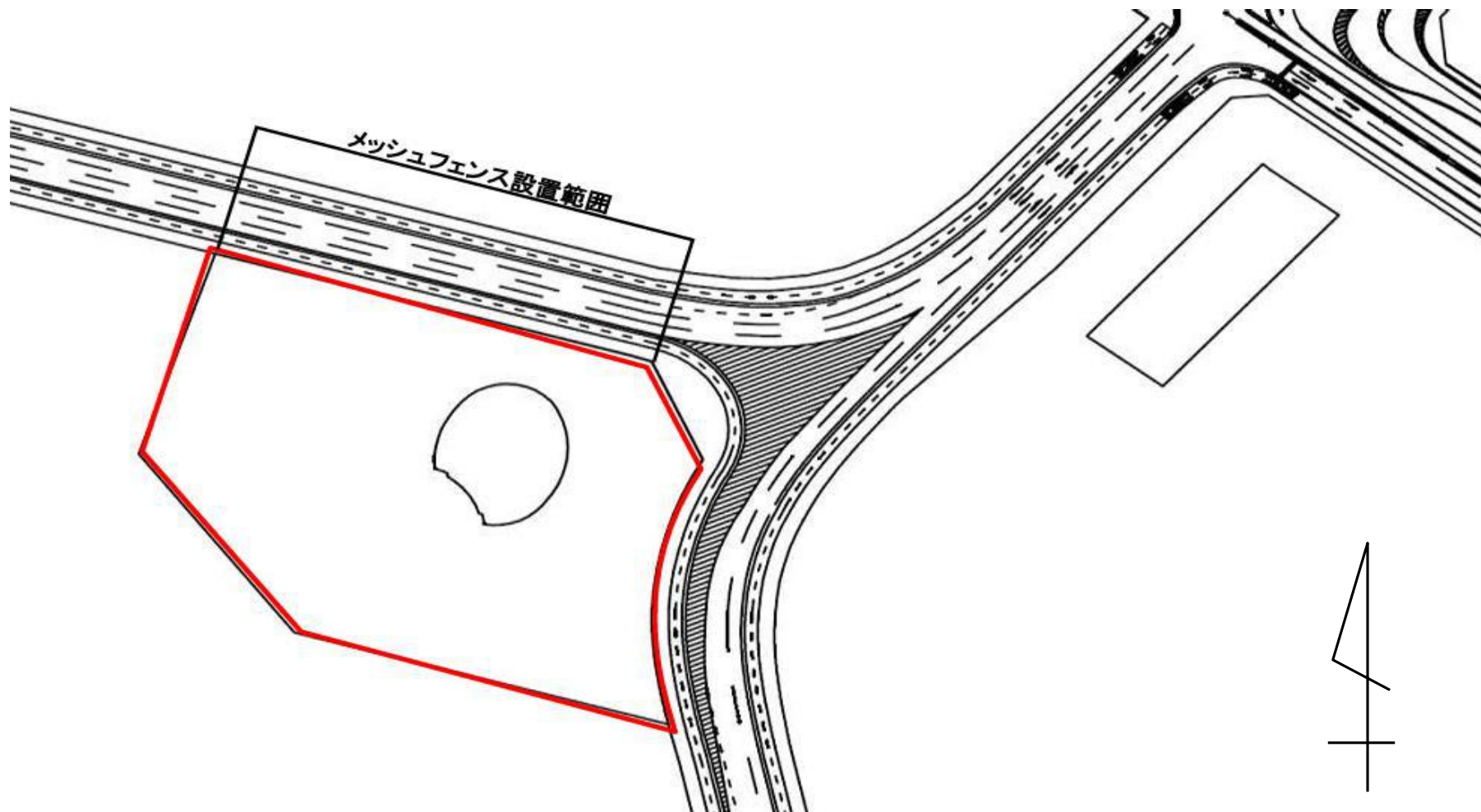
フェンスバリアード 詳細図

参考 3-1



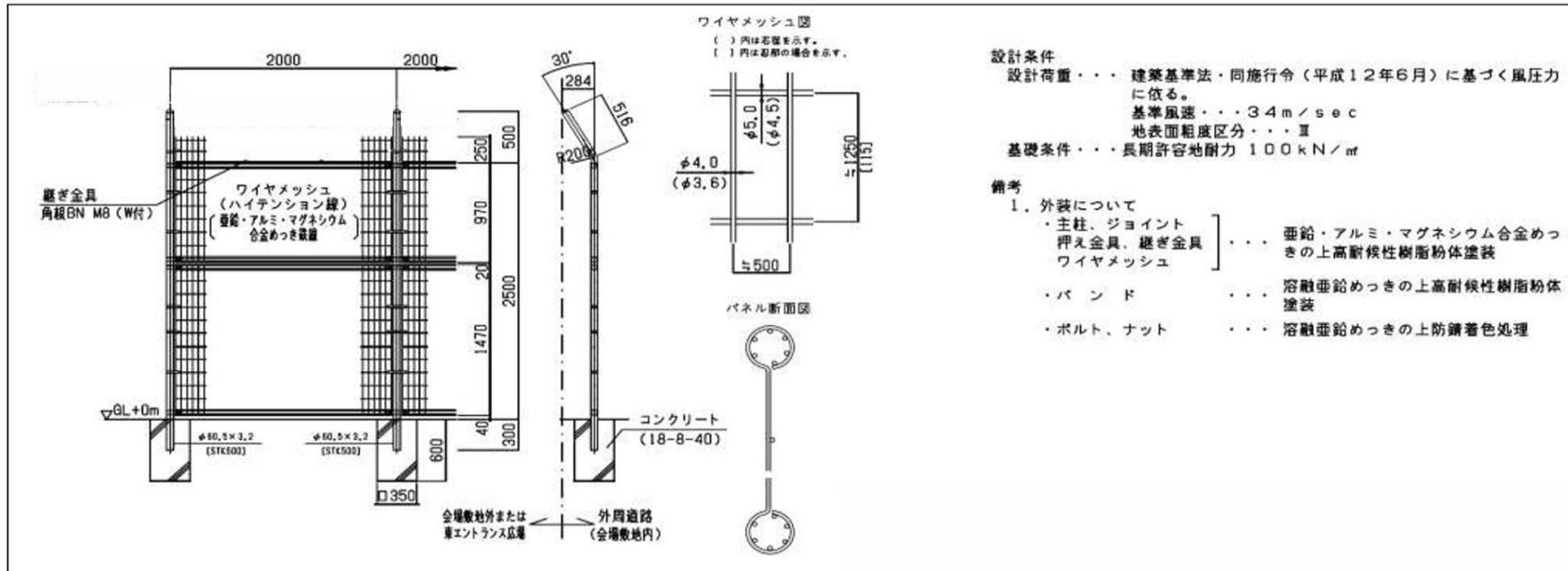
メッシュフェンス 位置図

参考 3-2



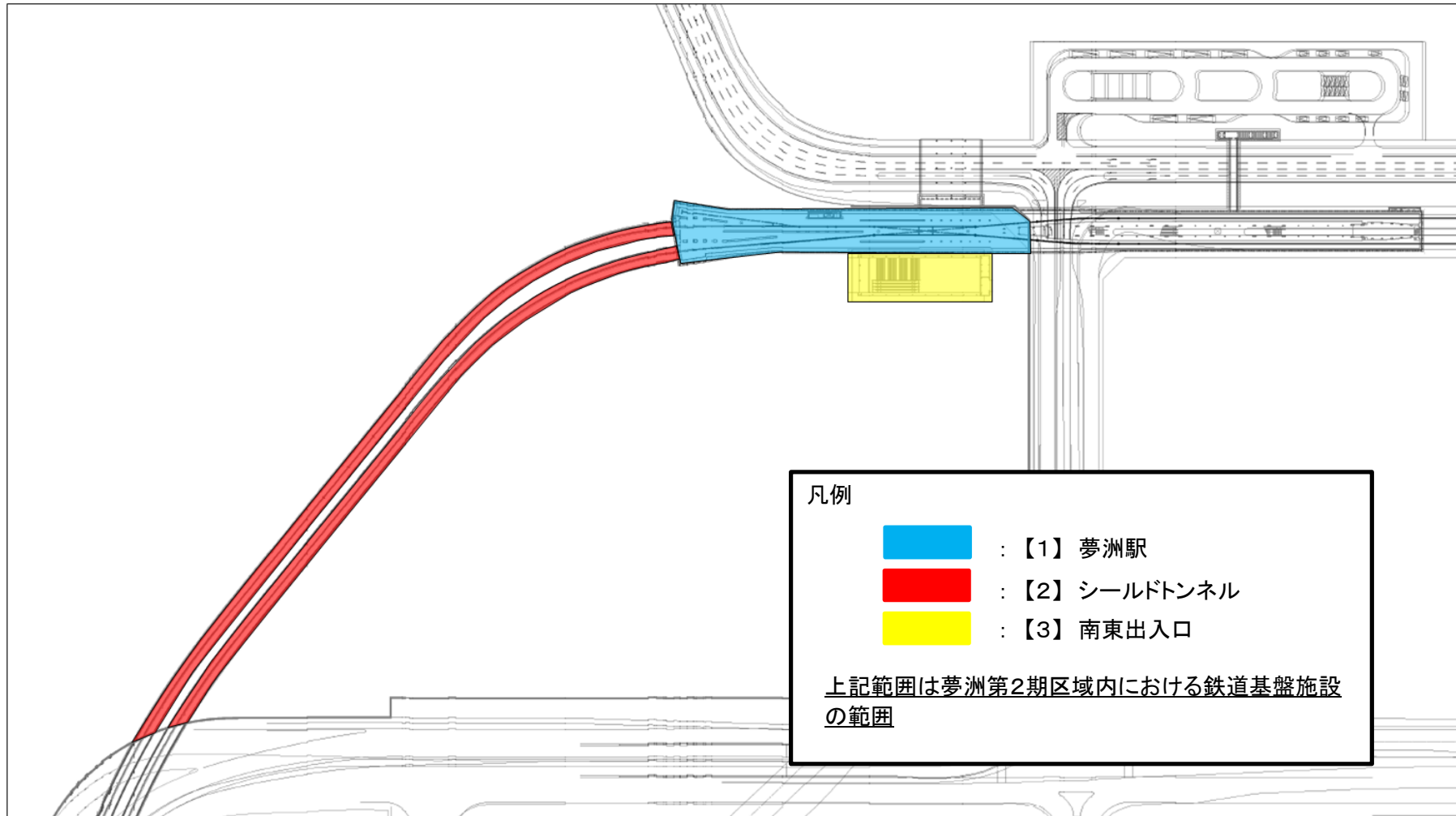
メッシュフェンス 詳細図

参考 3-2



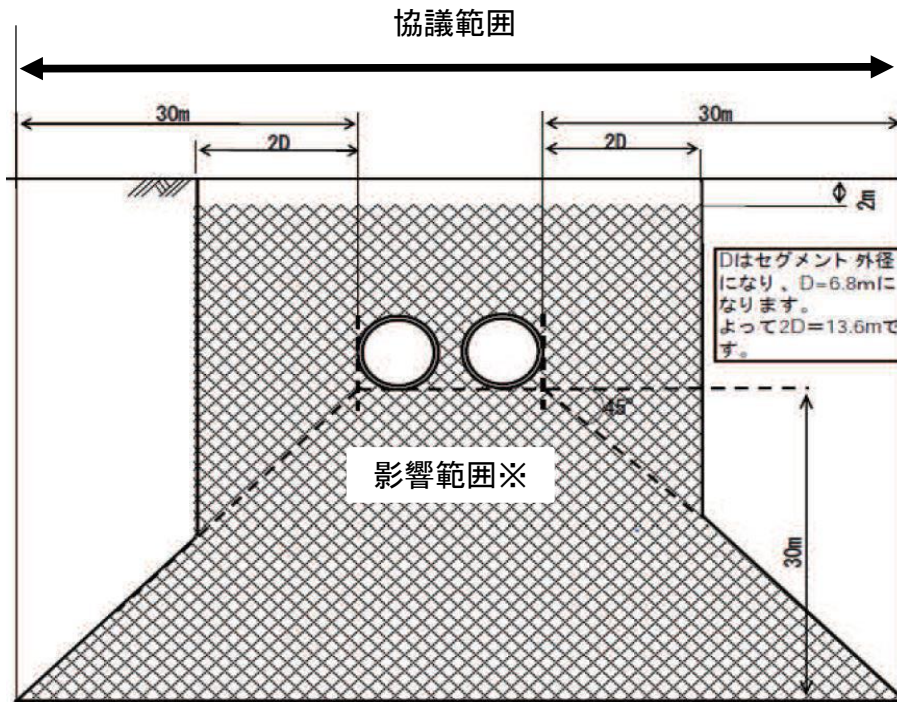
鉄道基盤施設 平面図

参考4-1

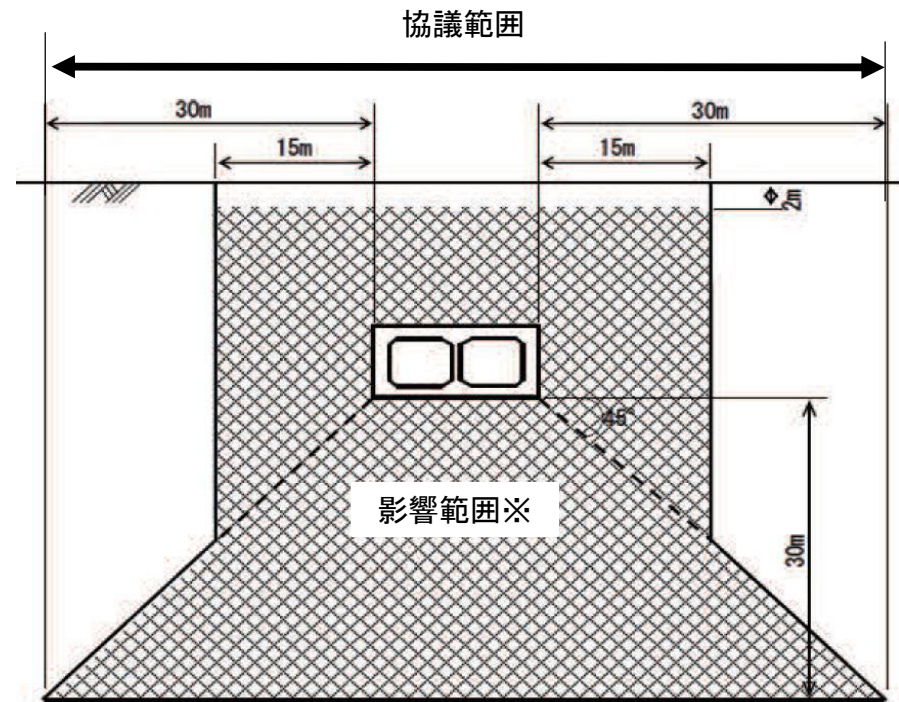


近接協議範囲図

参考4-2



既設構造物がシールドトンネルの場合の協議範囲

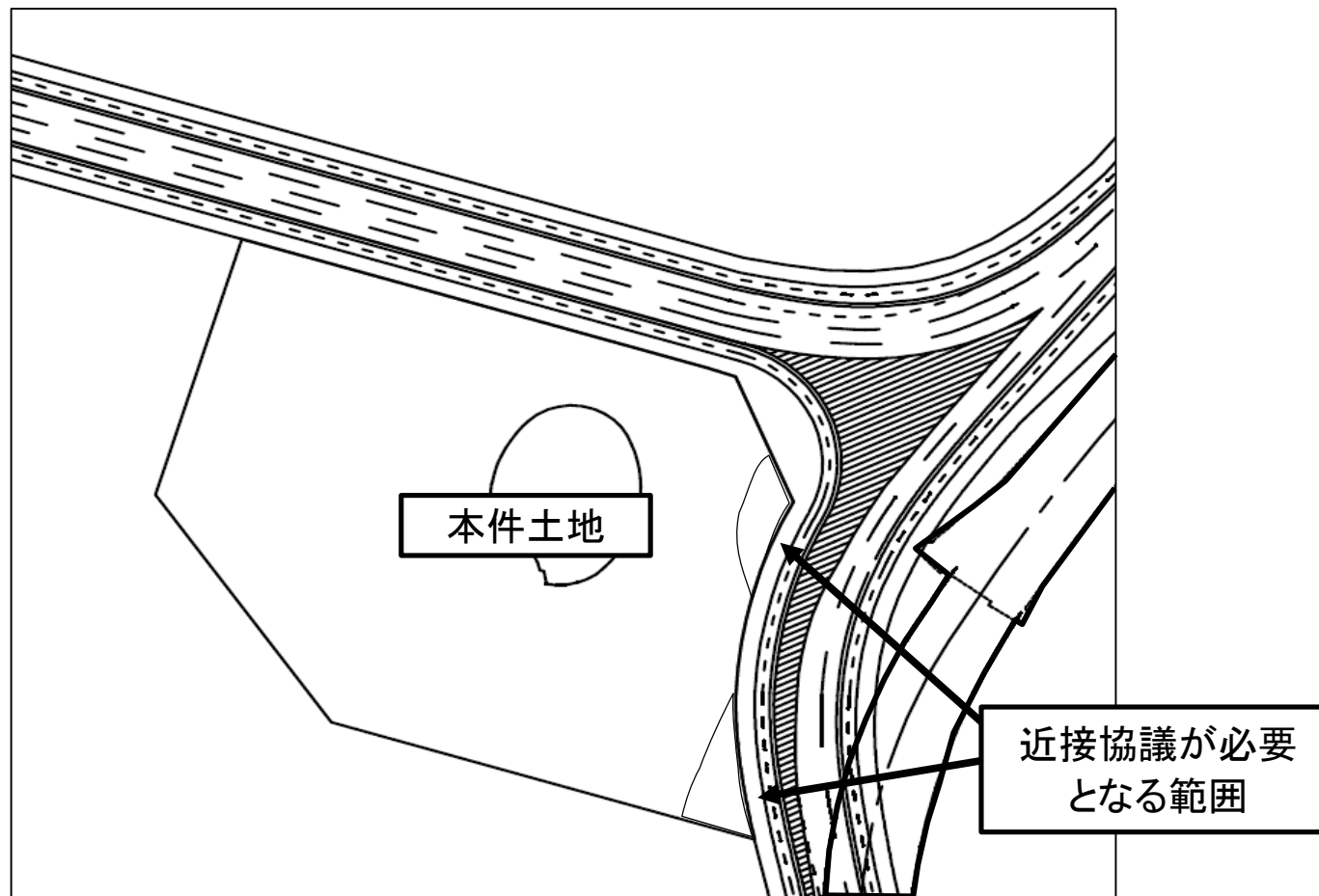


既設構造物が開削トンネルの場合の協議範囲

※鉄道基盤施設への影響について、より詳細な検討が必要になる範囲

(本件土地における近接協議範囲)

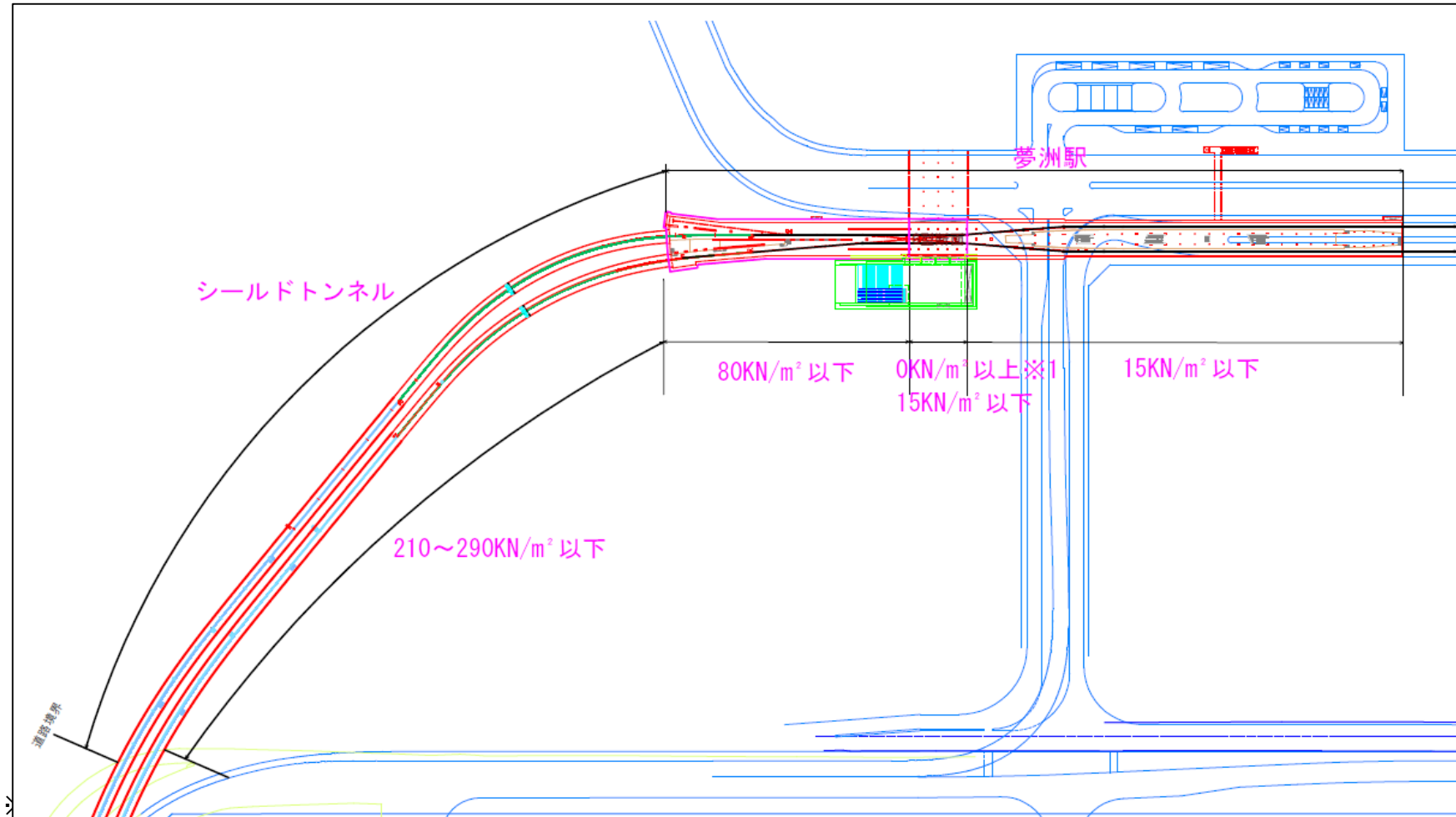
参考4-2



※鉄道基盤施設との詳細な離隔距離については個別の建築計画ごとに確認が必要

荷重制限

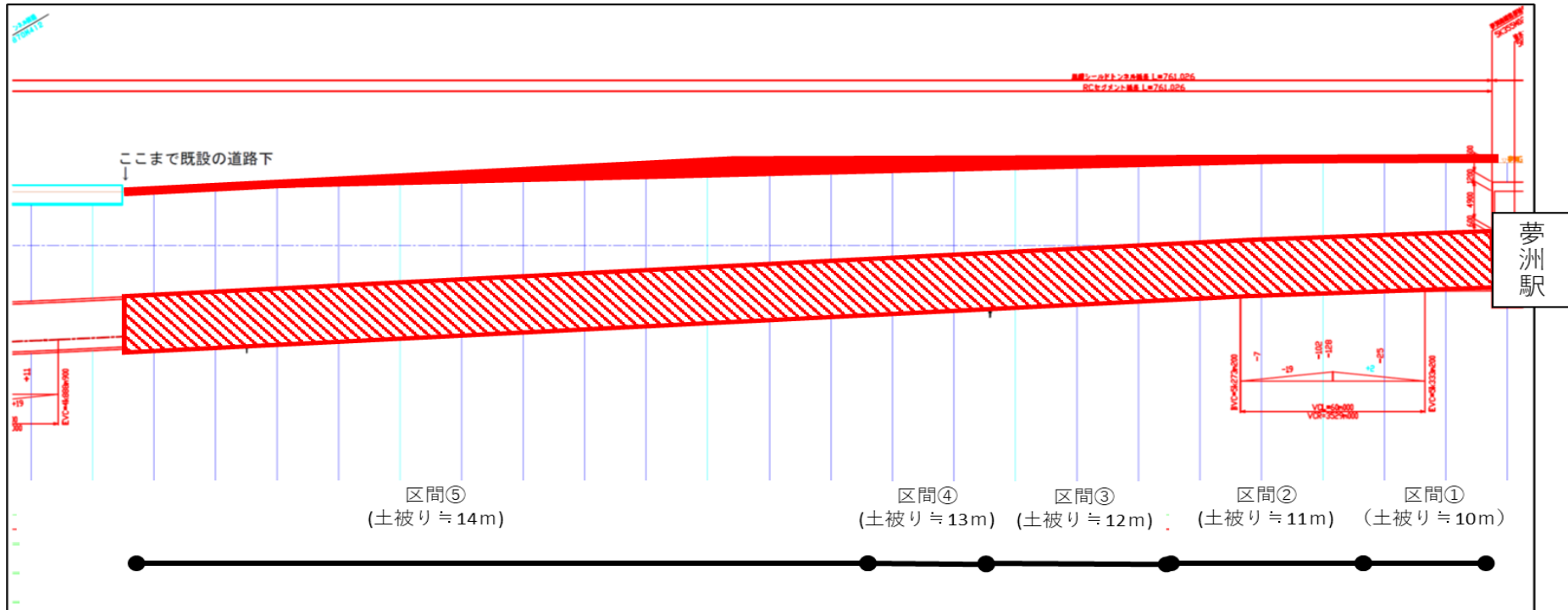
参考4-3



※2 個別の建築計画ごとの協議において上記荷重制限が変更になる可能性有

(シールドトンネル荷重制限詳細)

参考4-3



○シールド部上載荷重(荷重制限)(土被り10m~14m)

- ・区間①において、 290KN/m^2 ($10\text{m} \times 20\text{KN/m}^3 = 200\text{KN/m}^2$, $490\text{KN/m}^2 - 200\text{KN/m}^2 = \underline{290\text{KN/m}^2}$)
- ・区間②において、 270KN/m^2 ($11\text{m} \times 20\text{KN/m}^3 = 220\text{KN/m}^2$, $490\text{KN/m}^2 - 220\text{KN/m}^2 = \underline{270\text{KN/m}^2}$)
- ・区間③において、 250KN/m^2 ($12\text{m} \times 20\text{KN/m}^3 = 240\text{KN/m}^2$, $490\text{KN/m}^2 - 240\text{KN/m}^2 = \underline{250\text{KN/m}^2}$)
- ・区間④において、 230KN/m^2 ($13\text{m} \times 20\text{KN/m}^3 = 260\text{KN/m}^2$, $490\text{KN/m}^2 - 260\text{KN/m}^2 = \underline{230\text{KN/m}^2}$)
- ・区間⑤において、 210KN/m^2 ($14\text{m} \times 20\text{KN/m}^3 = 280\text{KN/m}^2$, $490\text{KN/m}^2 - 280\text{KN/m}^2 = \underline{210\text{KN/m}^2}$)